不足額給付２の対象となりうる例①

世帯

個人事業主A

住民税所得割課税

扶養できない

配偶者B
（個人事業主Aの事業専従者）

年間給与　100万円以下
所得税・住民税とも非課税

●定額減税の対象
⇒１人（本人）×（所得税３万＋住民税１万）
＝**４万円**

●所得税・住民税ともかからない
⇒本人は定額減税の対象外
●事業専従者
⇒配偶者（個人事業主A）の定額減税においても扶養親族等にならない

Aが住民税所得割課税のため、Bは低取得者向け給付金の対象になったことがない

⇒Bは不足額給付２の対象となる

不足額給付２の対象となりうる例②

世帯

父A

年金収入165万円
障害者控除により非課税

●所得税・住民税ともかからない
⇒本人は定額減税の対象外
●年金収入により合計所得48万超え
⇒子の定額減税においても扶養親族とならない

扶養できない

子B
住民税所得割課税

扶養できる

子Bの配偶者C
収入なし
非課税

●定額減税の対象
⇒２人（本人と配偶者）×（所得税３万＋住民税１万）
＝**８万円**

●所得税・住民税ともかからない
⇒本人は定額減税の対象外
●本人は定額減税で扶養親族等となる

Bが住民税所得割課税のため、Aは低取得者向け給付金の対象になったことがない

⇒Aは不足額給付２の対象となる